

第6期函館市障がい福祉計画《概要版》

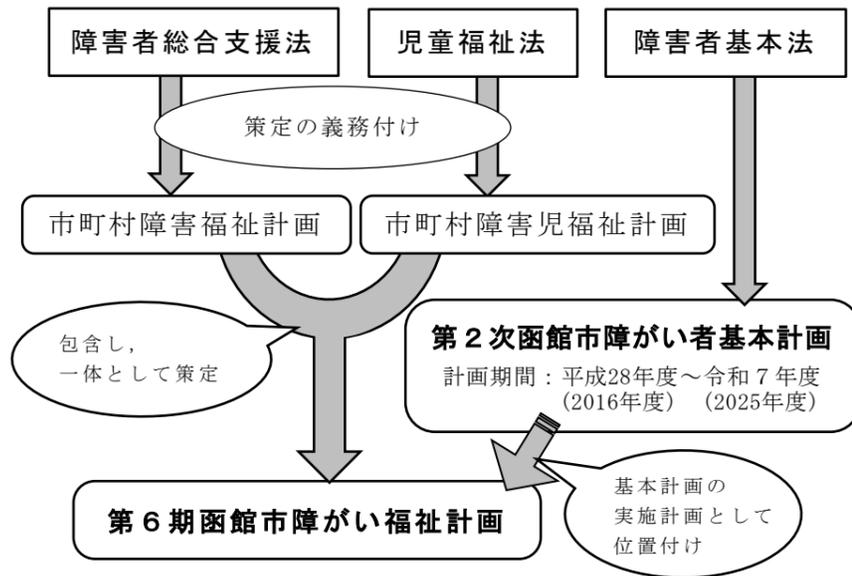
I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

本市においては、障害者総合支援法により策定が義務付けられている「障がい福祉計画」について、これまでに第1期から第5期まで（第5期計画は、児童福祉法により策定が義務付けられている「障がい児福祉計画」を包含し、一体として策定しました。）、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

令和3年度からの「第6期函館市障がい福祉計画」は、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業）および障がい児通所支援等（障がい児通所支援および障害児相談支援）を提供するための体制を計画的に確保することをめざし、策定するものです。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画の期間とします。

4 計画の策定体制

関係団体等により構成される函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を参考にした上で、策定するものです。

5 計画推進のための基本的事項

(1) 計画の基本理念

障がいのある人が生きがいを持ち、
自立し、安心して暮らせる共生社会の実現

(2) 計画の基本的な方向

- ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらないサービス提供の推進
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保
- ⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

II 障がいのある人およびサービス提供体制の現状

1 障がいのある人の現状

令和2年4月1日時点の身体障害者手帳等の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	等級など						計	平成29年度実績 比較 (R2-H29)
	人数							
身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	12,417	12,984 ▲567
	4,184	1,677	2,176	3,040	703	637		
療育手帳	A(重度)		B(中・軽度)				3,049	2,805 244
	543		2,506					
精神障害者保健福祉手帳	1級		2級		3級		3,046	2,632 414
	245		1,901		900			
難病	特定医療費(指定難病)受給者証交付者数		特定疾患治療研究事業給付(北海道指定)受給者数				2,298	2,453 ▲155
	2,227		71					
合計							20,810	20,874 ▲64

2 障がい福祉サービス等の事業所整備状況

平成29年度および令和2年度の障がい福祉サービス等の事業所の整備状況は、次のとおりです。

(H29：平成29年4月1日現在 R2：令和2年4月1日現在)

サービス内容		事業所数(か所)		定員(人)		
		H29	R2	H29	R2	
障がい福祉サービス	訪問系サービス	108	85	—	—	
	日中活動系サービス	生活介護	16	17	610	662
		自立訓練(機能訓練)	1	1	10	10
		自立訓練(生活訓練)	6	5	64	58
		就労移行支援(養成施設を含む。)	8	5	162	139
		就労継続支援(A型)	5	8	105	205
		就労継続支援(B型)	23	36	589	767
		就労定着支援		2		—
		療養介護	0	0	0	0
	短期入所	11	11	12+空床	12+空床	
	居住系サービス	共同生活援助	19	18	194	253
		施設入所支援	6	6	348	348
		自立生活援助		0		0
相談支援	計画相談支援	10	14	—	—	
	地域移行支援	4	6	—	—	
	地域定着支援	4	6	—	—	
障がい児支援	児童発達支援	11	15	140	180	
	医療型児童発達支援	1	1	20	20	
	放課後等デイサービス	33	44	330	450	
	保育所等訪問事業	2	2	—	—	
	障害児相談支援	9	13	—	—	

Ⅲ 第6期計画における重点的な取組

1 相談支援体制の充実と強化

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、重度化・高齢化した人であっても必要なサービスが利用できるよう取組を進めます。

〔主な取組〕

- ・ 基幹相談支援センターを中心とした「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を担う事業所登録数を増やし、「親亡き後」などを見据えた将来の不安解消を含めた相談支援体制の強化を図る。
- ・ 市内10か所の函館市地域包括支援センターを多機能化し、新たな福祉拠点を整備することにより、アウトリーチを含む相談支援体制の充実・強化を図る。
- ・ 研修会や養成講座等を開催し、相談支援に携わる人材の育成やスキルの向上を図る。

2 障がいのある人の地域生活への移行の促進

福祉施設に入所している人に加え、特に重度化・高齢化した障がいのある人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため取組を進めます。

〔主な取組〕

- ・ 基幹相談支援センターが中心となり、福祉施設や相談支援事業所等と連携し、障がいのある人が地域で受けられる福祉サービスの周知を図り、地域移行と地域定着を進めていく。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大に向けて、事業者に対し各種補助制度の積極的な周知を行い、提供体制を確保する。

3 地域社会の支え合い

地域生活に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう取組を進めます。

〔主な取組〕

- ・ 障がいのある人が地域で暮らし続けることができるように、国や道、他市町村との連携のもと各種福祉サービス等を提供するほか、行政だけでは十分に対応できないインフォーマルなサービスを町会や関係団体等が協力し、補完できるような環境づくりを進める。
- ・ 災害など緊急に避難が必要なときに手助けが必要な人に対し、地域で協力・連携して支援を行うため、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行うとともに、災害時にも障がいのある人が支援を受けやすくする方策を検討する。

4 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら取組を進めます。

〔主な取組〕

- ・ 函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センター（すてっぷ）などとの連携および函館地域障害者自立支援協議会就労部会などを活用し、障がいのある人の一般就労の拡大に向けた活動を進める。
- ・ 障がいのある人の働く場の創出と社会参加および生きがいづくりの推進のため、農福連携や水福連携などをはじめ、さまざまな分野の活動について情報収集を進め、連携・協力を図る。

5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障がいのある子どもおよびその保護者を支援するため取組を進めます。

〔主な取組〕

- ・ 保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関が相互に連携し、障がいのある子どものライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していく。
- ・ 人工呼吸器や経管栄養など、生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児の育ちを保障するため、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届けるコーディネーターを配置する。

6 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と利益を擁護するため取組を進めます。

〔主な取組〕

- ・ 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会をはじめ、障がいのある人に関わる様々な関係機関が集まる機会を利用し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援につなげるための協議を行い、協力体制や支援体制の強化を図る。
- ・ 函館市成年後見センターによる成年後見制度の市民への周知と利用促進を図り、市民後見、法人後見に関する支援を進める。

Ⅳ 令和5年度の成果目標

計画の策定にあたり、国から示された指針に基づくとともに、第5期計画までの進捗状況や障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の結果等から本市の実情を踏まえ、令和5年度の成果目標を設定しました。

項目	成果目標	備考
地域生活移行者数	19人	令和元年度末の施設入所者（536人）の3.6%
施設入所者減少数	9人	令和元年度末の施設入所者（536人）の1.6%
年間一般就労移行者数	72人	令和元年度の実績（57人）の1.27倍
そのうち就労移行支援事業を通じて移行した者の数	36人	令和元年度の実績（28人）に国の示した倍率（1.30倍）を乗じて得た数
そのうち就労継続支援A型事業を通じて移行した者の数	18人	令和元年度の実績（14人）に国の示した倍率（1.26倍）を乗じて得た数
そのうち就労継続支援B型事業を通じて移行した者の数	18人	令和元年度の実績（15人）に国の示した倍率（1.23倍）を乗じて得た数
年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者の数	50人	年間一般就労移行者数の7割
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の数	2か所	就労定着支援事業所全体の7割
障がい児支援の提供体制の整備		・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の関係者への周知・受講促進による修了者の増員
相談支援体制の充実・強化		・ 函館市障がい児・者あんしんネットワークの機能の充実、検証体制の構築 ・ 福祉拠点（多機能型地域包括支援センター）市内10か所の拠点整備完了
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施		・ 事業所職員等の技術力の向上のため、各事業所年1回以上の研修の実施 ・ 指導監査の適正な実施およびその成果の共有

V 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み

サービスの種類ごとに、第5期計画における利用の実績等を分析し、第6期計画期間の各年度におけるサービスの必要量を見込みます。

※令和2年度を除く各年度の「月あたり」の実績および見込みは、各年度末の実績および見込みを記載しています。令和2年度の実績は、令和2年7月の実績を記載しています。

※令和2年度を除く各年度の「年あたり」の実績および見込みは、各年度における1年間の実績および見込みを記載しています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 障害福祉サービス（月あたり）						
訪問系サービス						
①居宅介護	人	346	340	340	340	340
	時間	3,880	3,934	3,839	3,839	3,839
②重度訪問介護	人	7	8	8	8	8
	時間	691	726	751	751	751
③同行援護	人	69	68	70	70	70
	時間	647	663	657	657	657
④行動援護	人	5	5	9	9	9
	時間	27	35	48	48	48
⑤重度障害者包括支援	人	0	0	1	1	1
	時間	0	0	110	110	110
日中活動系サービス						
①生活介護	人	996	1,012	1,022	1,032	1,042
	日	19,024	20,133	19,755	19,949	20,142
②自立訓練(機能訓練)	人	12	8	10	10	10
	日	62	53	66	66	66
③自立訓練(生活訓練)	人	37	43	43	43	43
	日	802	953	946	946	946
④就労移行支援	人	49	61	61	61	61
	日	794	777	917	917	917
⑤就労継続支援(A型)	人	158	155	164	174	184
	日	3,056	3,153	3,226	3,423	3,619
⑥就労継続支援(B型)	人	795	826	867	910	956
	日	12,913	14,284	14,444	15,161	15,927
⑦就労定着支援	人	3	3	12	14	16
⑧療養介護	人	45	45	45	45	45
⑨短期入所	人	27	23	27	31	36
	日	240	184	226	260	302
居住系サービス						
①共同生活援助(グループホーム)	人	387	396	416	437	459
②施設入所支援	人	536	539	535	531	527
③自立生活援助	人	0	0	4	5	6
2 相談支援（月あたり）						
計画相談支援	人	385	364	386	409	434
地域移行支援	人	1	1	8	9	10
地域定着支援	人	0	0	4	5	6

VI 計画の推進

1 関係機関との連携

障がい福祉サービス等、障害児通所支援等および地域生活支援事業を円滑に実施するため、函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

2 国および北海道との連携

国および北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題などを踏まえ、国および北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

3 計画の進行管理

函館市障がい者計画策定推進委員会において、計画の進捗状況の点検・評価を行い、サービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 障がい児支援（月あたり）						
障害児通所支援						
①児童発達支援	人	234	212	250	268	287
	日	2,155	2,412	2,415	2,589	2,772
②医療型児童発達支援	人	22	28	25	25	25
	日	109	255	195	195	195
③放課後等デイサービス	人	614	682	757	833	900
	日	6,259	8,215	8,501	9,355	10,107
④保育所等訪問支援	人	16	14	16	19	22
	日	17	14	16	19	22
⑤居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	2	3	4
	日	0	0	8	12	16
障害児相談支援	人	148	102	115	130	147
4 地域生活支援事業※						
必須事業						
③相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2
④成年後見制度+利用支援事業	人	18	28	35	45	59
⑥意思通訳支援事業						
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1,343	1,331	1,331	1,331	1,331
イ 手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2
⑦日常生活用具給付等事業	件	8,054	8,317	8,735	9,072	9,422
⑧手話奉仕員養成研修事業	人	52	130	130	130	130
⑨移動支援事業	人	29	35	40	40	40
	時間	222	271	335	335	335
⑩地域活動支援センター機能強化事業	か所	6	6	6	6	6
	人	289	269	269	269	269
⑪障害児等療育支援事業	か所	1	1	1	1	1
⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人	2	3	3	3	3
イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	0	2	2	2	2
⑬専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	2	4	4	4	4
イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	0	24	24	24	24
任意事業						
①福祉ホーム	か所	1	1	1	1	1
	人	15	15	15	15	15
②訪問入浴サービス	人	3	4	4	4	4
	回	219	396	396	396	396
③中途障害者生活訓練	人	0	1	1	1	1
④日中一時支援	人	20	23	23	23	23
	回	110	118	118	118	118
⑦奉仕員養成研修事業	人	22	80	80	80	80
⑧身体障害者児童車運転免許取得助成事業	人	2	3	3	3	3
⑨重度身体障害者用自動車改造助成事業	人	6	7	6	6	6

※地域生活支援事業：数値目標が掲げられているものについてのみ表記しています。
「月あたり」の実績・見込みには「(月)」, 「年あたり」の実績・見込みには「(年)」を事業名の前に付けています